

表 新規課税対象品目

HSコード	品目	備考	税率(%)
8443	印刷機(第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機およびファクシミリ(結合してあるかないかを問わない)ならびに部分品および付属品	8443.91、8443.99、8443.32.10.20.00以外のもの	0.5
8471	自動データ処理機械およびこれを構成するユニットならびに磁気式または光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械および符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く)	8471.41.00.10.00、8471.49.00.00.10.00、8471.50.00.10.00、8471.60.60.10.00、8471.60.70.10.00、8471.70.20.10.00、8471.70.30.10.00、8471.70.50.10.00、8471.70.70.10.00、8471.70.80.10.00、8471.70.98.10.00、8471.60.60.90.00、8471.60.70.90.11、8471.60.70.90.12、8471.60.70.90.13、8471.60.70.90.14以外のもの	0.5
8517	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む)およびその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線または無線回線網[例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)またはワイドエリアネットワーク(WAN)]用の通信機器を含む)(第84.43項、第85.25項、第85.27項および第85.28項の送受信機器を除く)	8517.12.00.00.11カテゴリーのみが対象	1
8519	音声の記録用または再生用の機器	8519.81.00.00.00カテゴリーのみが対象	3
8521	ビデオの記録用または再生用の機器(ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない)	録画やコピー機能を持つものが対象。録画やコピー機能を持っていない製品について申告が必要	2
8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤およびマスターを含むものとし、第37類の物品を除く)	8523.29.19.00.00、8523.49、8523.51.90.00.00、8523.52、8523.59.90.00.00、8523.80.90.00.00以外のもの	3
8527	ラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて音声の記録用もしくは再生用の機器または時計と結合してあるかないかを問わない)	8527.13.00.00.00、8527.21、8527.91.00.00.00のカテゴリーで録音機能とコピー機能が付いている製品が対象	2
8528	モニターおよびプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る)ならびにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機または音声もしくはビデオの記録用もしくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない)	8528.72.20.00.00、8528.71.19.00.11のカテゴリーで、録音・録画・コピー機能が付いている製品が対象	2

(出所)トルコ官報2020年3月4日付け(31058号)からジェトロ作成